

瀬戸市告示第26号

平成28年瀬戸市告示第47号（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する同法第36条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として市長が定める件）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号） <u>第25条</u> 第2項に規定する通知書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の写し及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し	1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号） <u>第3条</u> 第2項に規定する通知書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の写し及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>